介護サー ビスの基盤強化のための介護保険法等の一 部を改正する法律案要綱

## 第一 改正の趣旨

高 齢 者 が 可 能 な限 り住み慣 れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよ

う、 定期巡 口 随 時 対応型訪 問 介護 看 護等の 新 たなサ ĺ E ス が類型の 創 設、 保険 料率  $\mathcal{O}$ 増 加の 抑 制 のため

 $\mathcal{O}$ 財 政安定化 基 金  $\overline{\mathcal{O}}$ 取 崩 Ļ 介護福 祉士等による喀痰吸引等の 実施等  $\dot{O}$ 措置を講ずること。

# 第二 介護保険法の一部改正

# 一国及び地方公共団体の責務

玉 一 及 び 地方公共団 体 は 被保険者が、 可能 な限 り、 住み慣れ れた地域でその有する能力に応じ自立した

日常生活 を営むことができるよう、 介護 サー F, ス に関 民する施労 策、 介護予 防  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 施 策及び 地 域 に お け

る自 立した日常生活の支援のための 施策を、 医療及び居住に関する施策との 有機的 な 連 携を図りつつ包

括的 に推進するよう努めなければならない ものとすること。 (第五条第三項関係)

# 二 認知症に関する調査研究の推進等

玉 | 及び 地方公共団 一体は、 認 知 症 の予防、 診断及び治療並びに認知症 である者の心身の特性に応じた介

護方法に関する調査研究の推進並びにその成果の活用に努めるとともに、 認知症である者の支援に係る

人材の確保及び資質の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとすること

。(第五条の二関係)

三 新たなサービスの創設

1 地域密着型サービスへの追加

地 |域密着型サー ビスに 「定期巡 回 ・随時対応型訪問介護看護」及び「複合型サービス」を追加する

ものとすること。 指定地域密着型サービス事業者から、これらのサービスを受けたときは、 地域密 着

型介護サービス費を支給するものとすること。 (第八条第十四項及び第四十二条の二第二項関係)

2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

「定期巡回 随時対応型訪 間 介護看護」とは、 次のいずれかに該当するものをいうものとすること

。 (第八条第十五項関係)

(-)居宅要介護者について、 定期的な巡回訪問により、 又は随時通報を受け、 その者の居宅において

、介護を行うとともに、看護を行うこと。

(\_\_) 居宅要介護者について、 定期的な巡回訪問により、 又は随時通報を受け、 訪問看護を行う事業所

と連携しつつ、介護を行うこと。

3 複合型サービス

複 合型サービ ス とは、 居宅要介護者について、 訪問 介護、 訪問 入浴介護、 訪問 看護、 訪問 リ ハ

ピ リテーション、 居宅療養管理指 導、 通所介護、 通所リハビリテー シ 日 ン、 短期入所生活介護 短 期

入所療養介護、 定期巡回 ·随時 対応型訪問介護看護、 夜間対応型訪問介護、 認知 症 対応型通所介護 又

は 小規模多機能型居宅介護を二種 類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、 訪問 看

護及び小規模多機能型居宅介護 の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特

に l 効果的 か つ効率的 なサー Ė, スの 組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるも  $\mathcal{O}$ 

をいうものとすること。(第八条第二十二項関係)

四 指定都道府県事務受託法人に関する制度の創設

都 道 府県は、 居宅サー ・ビスを行った者等に対して行う質問等について、 当該事務を適正に実施するこ

とができると認められるものとして都道府県知事が指定する指定都道府県事務受託法人に委託できるも

のとすること。(第二十四条の三関係)

五 市町村及び都道府県による主体的な取組の推進

1 地域密着型介護サービス費及び 地域密着型介護予防サービス費の支給に関する事項

市町村 は 地域密着型サ ビス等の 種類その他 の事 情を勘案して厚生労働大臣 が定める基準に より

算定した額を限度として、 当該市 町 村が定める額を当該市町村に おける地域密着型介護サー ピ ス費等

 $\mathcal{O}$ 額とすることができるものとすること。 (第四十二条の二第四項及び第五十四条の二第四項関係

2 指定居宅サービ ス事業者の指定に係る市町村長との協議に関する事項

市町村長は、 厚生労働省令で定める居宅サー ・ビス 0 量 が 市 町 村介護保険 医事業計 画で定める見込量

に既に達 L てい る等の場合には、 都道 府県知事に対し、 当該居宅サ ビスの指定について、 市 町 村

介護保険事業計画で定める定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の見込量の確保のため必要な協 議

を求めることができるものとし、 当該都道府県知事は、 その求めに応じるものとすること。 (第七

十条第七項関係)

(\_\_) 都道府県知事 は、 市町村長との協議の結果に基づき、 厚生労働省令で定める基準に従って、 当該

居宅サー ピ スの指定をしないこととし、 又は指定を行うに当たって、 定期巡回・ 随時 対応型訪問介

護 看護等 0 事 **業**  $\mathcal{O}$ 適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができるものとする

こと。(第七十条第八項関係)

3 他市 町 村 に 所在 する地 域 密 着型 サ ĺ ビス事業所及び地域密着型介護予防サー ピ ス事業所の指定手 <del>,</del>続

の簡素化に関する事項

市 町村長間 の協議により事前の同意があるときは、 他市町村に所在する地域密着型サービス事業所

等 の指定に当たって、 所在地· 市 町 対長の 同意を要しないものとするとともに、 指定  $\mathcal{O}$ 簡 素化を行うも

 $\mathcal{O}$ とすること。 (第七十八条 の二第九 項から第十一 項まで及び第百十五条の十二第七 1項関係)

4 定期巡回 • 随 時 対応型は 訪 問 介護 看 「護等に係る公募指定に関する事 項

(--)市町村長は、 定期巡回 随時 対応型訪問介護看護等の 見込量  $\overline{\mathcal{O}}$ 確保及び質の向上 のために特に必

要が あると認めるときは、 対象となる期間、 区域及び定期巡回 随 時対応型訪問 介護看護等を定 8

て、 指定地: 域密着型サービ ス事業者の指定を、 公募により行うものとすること。 (第七十八条の十

三関係)

- (\_\_) 市町村長は、 公募指定に当たっては、 厚生労働省令で定める基準に従い、 公正な方法で選考をし
- 地 「域密着型サービス事業者を決定するものとすること。 (第七十八条の十四関係
- (三) 公募指定 の有効期間 は、 六年を超えない範囲内で市町村長が定める期間とすること。 (第七十八

条の十五関係)

六 介護サービス事業者の労働法規の遵守に関する事項

1

都道府県知

事又は

市町村長は、

次のいずれかに該当する者については、介護サービス事業者の指定

等をしてはならないものとすること。 (第七十条第二項、 第七十八条の二第四項、 第七十九条第二項

第八十六条第二 項、 第九十四 四条第三項、 第百十五条の二第二項、 第百十五条の十二第二項、 第百 +

五条の二十二第二項関係)

までの者、 労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金刑に処せられ、 又は執行を受けることがなくなるまでの者 その執行を終わる

(\_\_) 労働保証 険 の保 険 料の徴収等に関する法律により納付義務を負う保険料等の滞納処分を受け、 引き

続き滞納している者

2 都道府県知事又は市町村長は、 介護サービス事業者が1一に該当するに至った場合には、 指定の取

消し等を行うことができるものとすること。 (第七十七条第一項、第七十八条の十、 第八十四条第

項、 第九十二条第一項、 第百四条第一項、 第百十五条の九第一項、 第百十五条の十九、 第百十五条の

#### 二十九関係)

七 介護サービス情報の公表に関する事項

1 都道府県知事は、 介護サービス事業者から報告された介護サービス情報を公表するとともに、 必要

と認める場合に調査を行うことができるものとすること。 (第百十五条の三十五第二項及び第三項関

係)

2 調 査 |事務及び情報公表事務に係る手数料について、 指定調査機関及び指定情報公表センターに納 8

させ、 その収入とすることができる旨の規定を削除すること。 (第百十五条の三十六第三項及び第百

十五条の四十二第三項関係)

3 都道府県知事は、 介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報の提供を希望

す る介護サー ビス事業者から提供を受けた当該情報について、 公表を行うよう配慮するものとするこ

と。(第百十五条の四十四関係)

八 介護予防・日常生活支援総合事業の創設

1 市町村は、 介護予防及び 日常生活支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、 厚生労働省令

で定める基準に従って、 地域支援事業として、 次に掲げる事業を行うことができるものとすること。

この場合においては、 市町村は、 次に掲げる事業の全てにつき一括して行わなければならないものと

すること。 (第百十五条の四十五関係)

(-)居宅要支援被保険者に対して、 介護予防サービス等のうち市町村が定めるもの (指定介護予防サ

ビス等を受けている居宅要支援被保険者については、 当該指定介護予防サー ビス等と同じ種 類  $\mathcal{O}$ 

介護予防サービス等を除く。)を行う事業

(\_\_) 被保険者の地域での自立した日常生活の支援のための事業であって厚生労働省令で定めるもの

(三) 居宅要支援被保険者 (指定介護予防支援等を受ける者を除く。) の介護予防のため、一及び二の

事業等が包括的 かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事 業

2 介護予防 日常生活支援総合事業 (介護予防事業、 介護予防ケアマネジメント事業及び1一から三

までに掲げる事業をいう。) に係る費用負担は、 介護予防事業と同様とすること(第百二十二条の二

、第百二十六条等関係)

九 地域包括支援センターの機能強化

1 地域 包括支援センターの設置者は、 包括的支援事業の効果的な実施のために、 介護サービス事業者

医 |療機関、 民生委員、 ボランティアその他の関係者との連携に努めなければならないものとするこ

と。 (第百十五条の四十六第五項関係)

2 市 町村は、 包括的支援事業の実施に係る方針を示して、 当該事業を委託するものとすること。

( 第

百十五条の四十七第一項関係)

+ 市町 村介護保 険事業計 画 及び都道 府県介護保険事業支援計画 の見直

1 市 町村介護保険事業計画において、 認知症である被保険者 の地域における自立した日常生活の支援

に関する事項、 医療との連携に関する事項、 高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項等につい

て定めるよう努めるものとすること。(第百十七条第三項関係

2 市町村は、 当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、 その置かれている環境等

を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、 市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるも

のとすること。(第百十七条第五項関係)

3 市町村介護保険事業計画は、 居住に関する事項を定める計画と調 和が保たれたものでなければなら

ない ものとし、 都道府県介護保険事 業支援計 画は、 高齢者の居住 の安定確保に関する法律に規定する

高齢 [者居住安定確保計] 画と調和が保たれたものでなければならないものとすること。 (第百十七条第

七項及び第百十八条第六項関係)

十一 財政安定化基金の特例

都道 足府県は、 平成二十四年度に限り、 財政安定化基金の一部を取り崩すことができるものとすること

(附則第十条関係)

0

十二 その他

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の趣旨に沿って、 都道府県が処理することとされてい

る事務で政令で定めるものは、 指定都市又は中核市が行うものとすること等の所要の規定の整備を行

うこと。(第二百三条の二等関係

2 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 老人福祉法の一部改正

事業及び市町村老人福祉計画等に関する事項

1 老人居宅生活支援事業、 市町: 村 老人福 祉 計 画等に関する規定を介護保険法の改正内容に沿 って整理

すること。 (第五条の二、 第二十条の八第三項等関係

複合型サービス福祉事業を老人居宅生活支援事業に位置付けること。 (第五条の二第七項関係)

有料老人ホ ーム等の利用者保護

2

1 認知症 対応型老人共同 .生活援助事業を行う者及び有料老人ホ ] ムの設置者は、 日常生活上必要な便

宜  $\overline{\mathcal{O}}$ 供与の対価として受領する費用を除くほ か、 権利金その他の金品を受領してはならない ものとす

ること。 (第十四条の四第一項及び第二十九条第六項関係)

2 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者及び有料老人ホームの設置者は、 前払金を受領する場

合においては、 入居日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、 契約 が 解除さ

れ、 又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算

定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならないものとすること。

(第十四条の四第三項及び第二十九条第八項関係)

三 特別養護老人ホームの設置主体の見直し

社会医療法人について、 特別養護老人ホ ーム及び養護老人ホー ムの設置を可能とすること。 (第十五

条第四項関係)

四 後見等に係る体制の整備

市 町村及び都道府県は、 後見、 保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成等に努める

ものとすること。(第三十二条の二関係)

五 その他

1 老人健康保持事業の助成の業務等を行う指定法人に係る規定を削除すること。 (第四章の二関係)

2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の趣旨に沿って、市町村老人福祉計画及び都道府県老

福 祉計画に ついて、 所要の規定 の整備を行うこと。 (第二十条の八及び第二十条の九関係

3 その他所要の規定の整備を行うこと。

複合型サービス福祉事業を第二種社会福祉事業とすること。 (第二条第三項第四号関係

第五 健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正

介護 療 養型医 療施設について、 平成二十四年四月一日の時点で指定を受けているものについては、 平

成三十年三月三十一日までの間、 介護療養型医療施設に係る規定は、 なおその効力を有するものとする

こと。(附則第百三十条の二関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正

一 介護福祉士による喀痰吸引等の実施

1 介護福祉士は、 喀痰吸引その他の身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支

障がある者が日常生活を営むのに必要な行為であって、 医師の指示の下に行われるもの (厚生労働 省

令で定めるものに限る。)<br />
を行うことを業とするものとすること。 (第二条第二項関係

2 介護福祉士は、 保健師助産師 看護師法の規定にかかわらず、 診療の補助として喀痰吸引等を行うこ

とを業とすることができるものとすること。 (第四十八条の二第一項関係)

二 認定特定行為業務従事者による特定行為の実施

1 介護の業務に従事する者 (介護福祉士を除く。) のうち、 認定特定行為業務従事者認定証 の交付を

受けている者は、 保健師助 産師( 看 護師法の規定に かかわらず、 診療 の補助として、 医師  $\mathcal{O}$ 指 示 の下に

特定行為 (喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した喀痰吸引等研修の 課程 に応じ

て厚生労働省令で定める行為をいう。 以下同じ。)を行うことを業とすることができるものとするこ

と。(附則第三条第一項関係)

2 認定特定行為業務従事者認定証 は、 介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者とな

るの に必要な知識及び技能を修得させるため、 都道府県知事又はその登録を受けた者が行う喀痰吸引

等研修の課程を修了したと都道府県知事が認定した者でなければ、その交付を受けることができない

ものとすること。(附則第四条第二項関係)

# 三 登録研修機関

都道府県知事は、 登録を申請した者が喀痰吸引等に関する法律制度及び実務に関する科目について喀

痰吸引等研修の業務を実施するものであること等の要件の全てに適合しているときは、 登録研修機関  $\mathcal{O}$ 

登録をしなければならないものとすること。 (附則第八条第一項関係

### 兀 喀痰吸引等業務等の登録

1 自らの 事業又はその一環として、 喀痰吸引等又は特定行為の業務を行おうとする者は、 その事業所

ごとに、 その所在地を管轄する都道府県知事 の登録を受けなければならないものとすること。 (第四

十八条の三第一項及び附則第二十条第一項関係

2

都道府県知事は、

令で定める基準に適合していること等の要件の全てに適合しているときは、 登録喀痰吸引等事業者又

登録を申請した者が医療関係者との連携が確保されているものとして厚生労働省

は 登録特定行為事業者の登録をしなければならないものとすること。 (第四十八条の五 及び附則第二

## 十条第二項関係)

五. この法律の施行の際現に介護の業務に従事する者であって、この法律の施行の際必要な知識及び技能

の修得を終えている特定行為について、 喀痰吸引等研修の 課程を修了した者と同等以 上  $\overline{\mathcal{O}}$ 知識 及び 技能

を有する旨 の都道府県知事の認定を受けた者に対しては、 認定特定行為業務従事者認定証を交付するこ

とができるものとすること。(改正法附則第十四条関係)

六 その他所要の規定の整備を行うこと。

第七 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正

介護福祉 士 の資格取得方法の見直 しに係る改正規定の )施行期<sub>1</sub> 行を、 平成二十四年四月一日から平成二

十七年四月一日に変更すること。(附則第一条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第八 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の一部改正

福祉用具の研究開 発及び普及に係る助成の業務等を行う指定法人に係る規定を削除すること。 (第三

章関係)

第九 施行期日等

一 施行期日

この 法律は、 平成二十四年四月一日 から施行すること。ただし、 第三の五の1、 第五、 第七及び第八

の改正規定については公布の日から施行すること。

うこと。

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行